

2. 重点整備地区、特定経路（P. 44 に示す通り）

3. 整備項目、整備目標時期及び整備主体

（1）鉄道駅舎等

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 垂直移動施設の整備					
改札内エレベーターの設置					
改札外エレベーターの設置					(市)
階段手すり等の改良					
c 誘導案内情報施設の整備					
誘導・警告ブロックの敷設位置等の改良					
運行情報設備の設置・改良					
路線図・料金表等の改良					
主要施設等への案内表示の設置・改良					
d 旅客施設の個別設備					
転落時の緊急押しボタン、待避場所の設置					
拡幅改札口の設置等					
e 設備・施設の改良					
券売機の点字表示、車いす対応、IC化への対応					
トイレの改良(多機能化など)					
障害者用トイレの設置・改良 (オストメイト仕様などの多機能化)					

（2）駅前広場

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 誘導案内情報施設の整備					
路線図・料金表等の改良					
バス関連施設の設置・改良			()		
b 設備・施設の改良					
ベンチ等の設置 ^{注1)}					
屋根等の設置					
身体障害者用停車帯の設置 ^{注1)}					

注1) 当該項目については、スペースの問題はあるものの、設置と運用について関係事業者で検討を行う。

(3) 道路等

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 既設道路の改良					
段差の改善					
舗装面の改善					
横断勾配の改善					
波打ち歩道の改良					
街灯の整備			()		(施)
道路照明灯の整備					
b 誘導・警告ブロックの敷設・改良					
c 既設歩道等の改良(有効幅員の確保)					
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大					(公)
d 障害物等の撤去・規制					
不法駐輪車両の撤去・規制 ^{注2)}	-			()	()(商)
不法駐車車両の撤去・規制			()		()(商)
商品・看板等のはみ出しに対する指導及び撤去 ^{注2)}	-			()	()(商)
f 立体横断施設部の改良(高低差の解消)					
エレベーター等の設置					

注2) 指導及び撤去については、継続的な施策であり、改善等も検討しながら推進を図っていく。

(4) 信号・交差点、交通規制

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 既設信号の改良					
歩行者青時間の延長等の改良					
音響信号等の設置・改良					
視覚障害者用道路横断帯の設置 ^{注3)}					

注3) 設置に際しては、有効性・安全性等の検討を踏まえ、事業者間で協議・調整を図る。

< 凡 例 >		
整備目標時期	整備主体	その他事業者
: 今後5年間程度で対応	: 主な整備主体	(施) : 施設管理者
: 今後10年間程度で対応	(): 連携が必要となる 主な事業者	(商) : 商業者等 (公) : 公益事業者